

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第13号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、 <u>特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。</u> (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の9級以上に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6)</u> (略) (住居手当)	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び任期付研究員業績手当とする。 (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の9級以上に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)～(5)</u> (略) (住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第11条 (略)

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対して支給する。

- 2 前項の場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した第5条第1項の規定の適用

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) (略)
- (2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第11条 (略)

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした第5条第1項の規定の適用を受ける職員に対して支給する。

- 2 前項の場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした第

を受ける職員に対して支給する。

(退職手当)

第20条 (略)

(特定任期付職員業績手当)

第20条の2 特定任期付職員業績手当は、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)第6条第1項に規定する特定任期付企業職員に限る。)に対して、その給料月額に相当する額を支給する。

(任期付研究員業績手当)

第20条の3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第25条 第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第6条、第7条、第9条、第11条及び第20条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

5条第1項の規定の適用を受ける職員に対して支給する。

(退職手当)

第20条 (略)

(任期付研究員業績手当)

第20条の2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第25条 第6条、第7条及び第20条の規定は、地公法第22条の4第1項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における改正後の静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が同表の8級以上に相当するものとして管理者が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実

とする。

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 3 新条例第11条第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
- 4 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第20条 暫定再任用職員に対する第15条の規定による改正後の静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、<u>第25条第1項</u>中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第20条 暫定再任用職員に対する第15条の規定による改正後の静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び<u>第25条</u>の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、<u>第25条</u>中「第22条の4第1項又は<u>育児休業法第18条第1項</u>」とあるのは「第22条の4第1項、<u>育児休業法第18条第1項</u>又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。